

防災あいずみ

平成25年10月15日発行 第2号

発行元：藍住町総務課危機管理室

電話637-3111

防災避難訓練を開催しました！

8月18日、西小学校で防災避難訓練を開催しました。

この日は夏の日差しが厳しい一日でしたが、住民の方204人の参加がありました。

参加者は訓練会場に到着後、水消火器での消火訓練やAEDを使用した心肺蘇生法の講習、足下の見えない水の中を歩く浸水歩行体験など、様々な訓練や体験に参加しました。

この日実施したアンケート調査では、ほとんどの参加者が「訓練に参加して良かった」と回答したほか、会場内では「毎年開催してほしい」との声も聞こえました。

来年度の防災避難訓練は藍住中学校、藍住南小学校での開催を予定しています。自宅近くの会場で訓練が開催されるときは、ぜひ御参加ください。



大規模災害に備え、避難訓練をしましょう！

大型台風や大規模地震などの発生に備え、地域で避難訓練を実施しましょう。

危機管理室では自治会や自主防災組織など、地域単位で実施する避難訓練を支援します。

休日、夜間の実施にも対応できますので、ぜひ一度、総務課危機管理室までお問い合わせください。



防災意識調査に御協力ありがとうございました！

20歳以上の方、2千人を対象に防災意識調査を実施したところ、多くの方に御回答を頂きました。

皆さんから頂いた貴重な御意見は各種防災計画の基礎資料として活用させていただきます。

なお、この調査結果の概要は1月15日号の「防災あいずみ」で皆さんにお知らせします。

耐震化は大切なあなたや家族の命と財産を守ります！

地震による家屋の倒壊は、人の生存空間を失わせるだけでなく、住民の避難や緊急車両等の通行の妨げとなり、被害拡大の原因となります。また、物資輸送車両等の通行を妨げ、避難生活やライフライン復旧などにも影響を及ぼすことが考えられます。

昭和56年5月までに着工された木造住宅は、いわゆる旧耐震基準で建てられており、大規模地震(震度6～7)を想定した基準となっておらず、耐震性が低い恐れがあります。実際に、平成7年に発生した阪神・淡路大震災では、図-1に示すとおり昭和56年以前に建てられた建物に多くの被害が出ています。ぜひ耐震診断を受診されることをお勧めします。

1 藍住町木造住宅耐震診断事業

(1)耐震診断の対象となる住宅

- ①平成12年5月31日以前に着工された木造住宅
- ②在来軸組工法、伝統工法で建築された3階建てまでの住宅

(2)耐震診断の自己負担金

- ①1戸建て住宅
3千円
- ②共同住宅、長屋建て住宅
6千円

(3)今年度予定診断戸数

100戸(先着順)

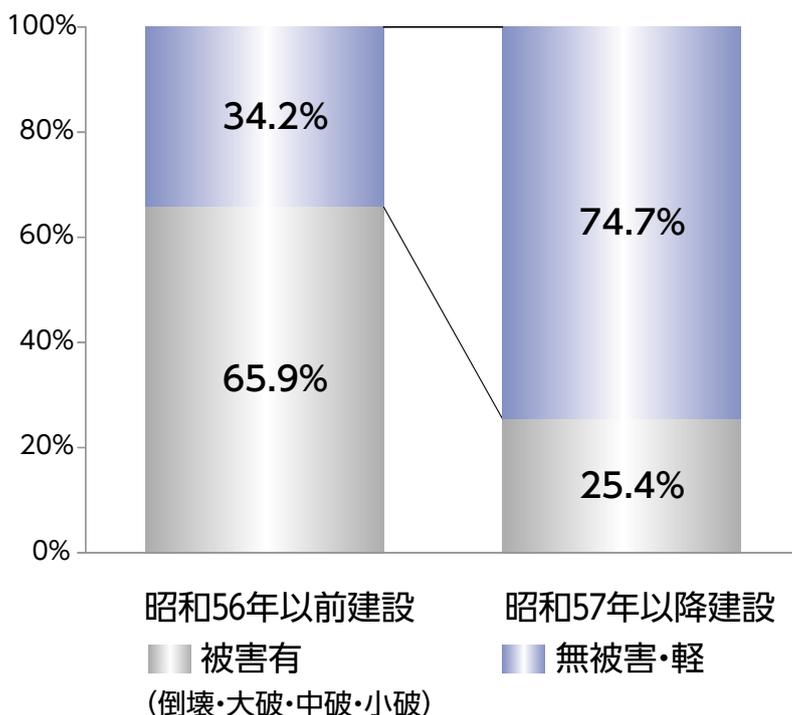


図-1 阪神・淡路大震災の被害状況
(建設省平成7年阪神・淡路大震災調査委員会中間報告より)

2 耐震診断Q&A

Q1 診断はどのようにするのですか？

A1 家屋の基礎部分、柱や壁の配置や劣化の具合を確認し、その情報をもとにパソコンのソフトで総合的に判定します。

Q2 診断時に床下、屋根裏まで見ますか？

A2 より正確な診断を行うために、可能である場合は確認させていただきます。

Q3 診断に住宅の設計図は必要ですか？

A3 設計図がなくても診断は可能ですが、設計図があるとより正確な診断ができます。

Q4 家具を動かさなくても診断はできますか？

A4 柱や壁、窓の位置を確認しますので、無理に移動する必要はありません。家具により隠れてしまっている場合は、診断員への口頭による説明でも構いません。

Q5 1戸建て住宅の診断料はいくらですか？

A5 診断料は、本来33,000円ですが、町からの補助により3,000円で受診できます。診断料は、診断後、診断員にお支払いください。

Q6 申込みにどのような書類が必要ですか？

A6 下のフローを参考にしてください。なお、住宅の写真や地図については危機管理室で対応もできます。建築年のわかるものを、お持ちでない場合は、同意をいただければ危機管理室でお調べします。

Q7 診断は誰がしますか？

A7 本町では、木造住宅耐震診断事業を(一社)徳島県建築士事務所協会に委託しています。診断はこの協会に登録されている建築士が行います。

Q8 申込みから診断結果の報告までの期間はどれくらいですか？

A8 申請受理から約1か月ほどで、診断員から日程調整の連絡があります。また診断から1～2か月ほどで診断結果がでます。ただし、申込みの状況によって、それらの期間は前後することがあります。

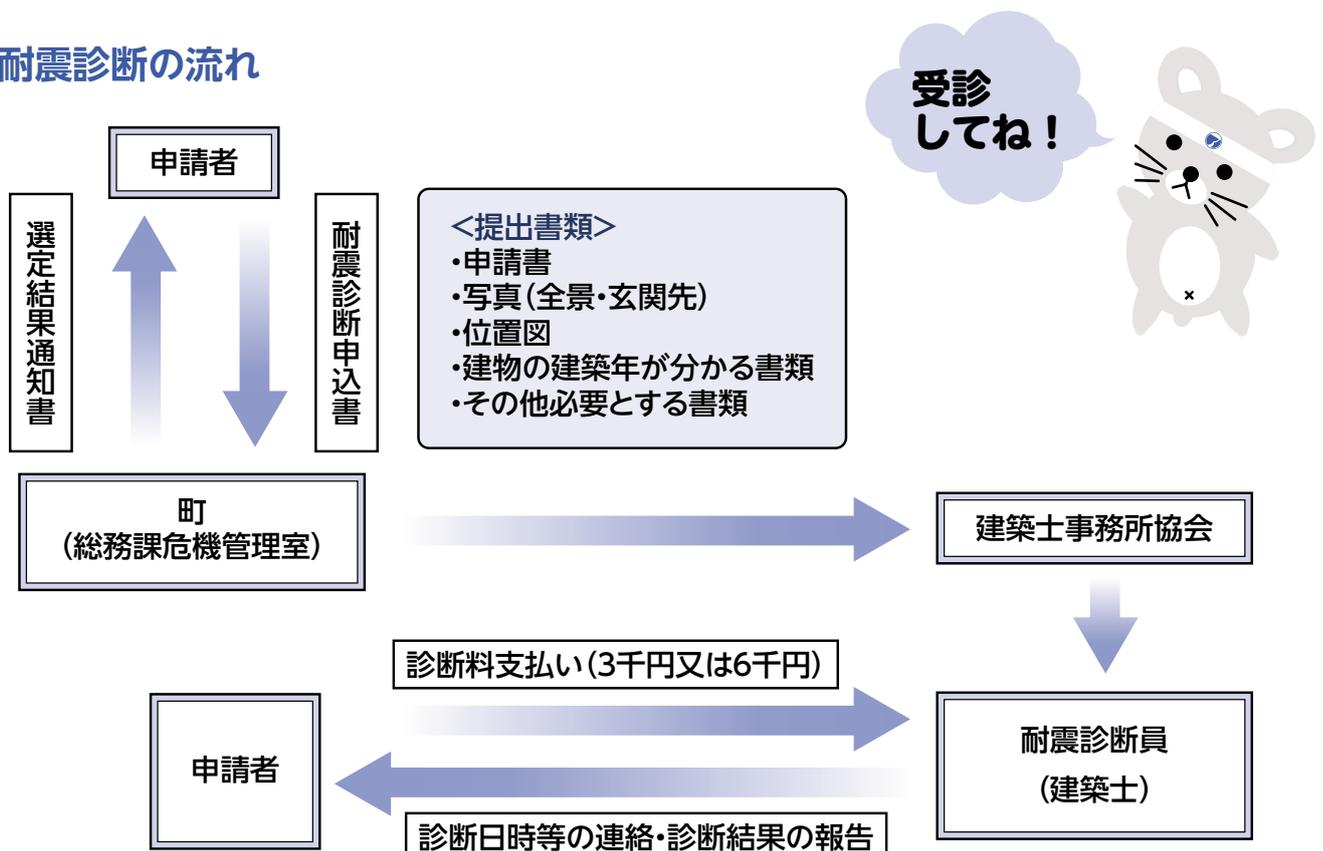
Q9 診断にかかる時間はどれくらいですか？

A9 1～2時間かかります。なお、住宅の設計図があると、時間の短縮になる場合もあります。

Q10 診断結果が悪いと、必ず耐震改修をしなければなりませんか？

A10 現在の自宅の状況を知ってもらうことを第一の目的としていますので、耐震改修等の実施は所有者の判断となります。しかし、診断結果が悪い場合、そのままにしておくと、地震により大切な家族の命や財産を失ってしまうことも考えられますので、できる限りの取り組みをお願いしたいと思います。

3 耐震診断の流れ



災害時相互応援協定を締結しました！

9月14日、本町と群馬県東吾妻町、滋賀県愛荘町の3町で災害時相互応援協定を締結しました。調印式は東京都の渋谷ヒカリエで開催された「麻・藍・布」合同企画展会場に各町長が出席して、行われました。

本町では南海トラフの巨大地震などに備えて、同時被災する可能性が低い自治体との相互応援協定の締結を進めており、昨年8月の宮城県石巻市、山形県河北町との1市2町での締結に続いての調印となりました。



防災ラジオの販売を予定しています！

防災行政無線子局のスピーカーを通じて皆さんにお知らせしている緊急地震速報や災害情報などを、自宅内で聞ける防災ラジオを販売する予定です。

この防災ラジオは平成26年3月から500台の予定で販売します。

本年8月末に実施した防災意識調査でも多くの方から「防災行政無線の放送が聞こえない」「聞き取りにくい」といった御指摘をいただきました。しかし、本町の防災行政無線は10年以内を目途にデジタル化を計画しており、子局スピーカーの新設や増設は難しい状況にあります。そこで、町ではその代替措置として防災ラジオの販売の検討を進めています。

販売価格や申込み方法等の詳細につきましては1月15日号の「防災あいずみ」でお知らせする予定です。



「特別警報」をご存知ですか？

気象庁は、これまでの警報の発表基準をはるかに超える豪雨や津波等が予想され、重大な災の危険性が著しく高まっている場合、平成25年8月30日から新たに「特別警報」を発表し、最大限の警戒を呼びかけることとしました。この「特別警報」は台風18号による記録的な豪雨により京都府、滋賀県、福井県の1府2県に初めて発表されました。

「特別警報」が発表された場合、数十年に1度しかないような非常に危険な状況にありますので、ただちに命を守るための行動をとってください。

「特別警報」に関する詳しい内容は気象庁ホームページで御確認ください。